

花巻市体育施設料金表

2007.03 現在

各施設についての予約・問合せ等は、花巻市体育施設案内パンフレットをご参照ください。

花巻地区

①花巻球場使用料一覧

◆球場使用料

区 分		グラウンド使用料	
		土曜日及び休日以外の日 1時間までごとに	土曜日及び休日 1時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生	500円	600円
	社会人	1,000円	1,200円
	職業人	2,000円	2,400円
入場料等を徴収する場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生	1,500円	1,800円
	社会人	3,100円	3,700円
	職業人	一日までごとに一日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は200,000円)	一日までごとに一日の最高入場料の130人分に相当する額(その額が250,000円に満たない場合は250,000円)

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、使用者が入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 一日とは、午前8時30分から午後5時までをいう。

◆屋内練習場等使用料

区 分	使用料(1時間までごとに)	
	職業人及び社会人	小学校児童、中学校及び高等学校生徒並びに大学生
屋内練習場	2,000円	1,000円
研修会議室	400円	

備考 屋内練習場及び研修会議室については、試合と併せて使用の場合は料金を徴収しない。

◆附属設備及び備品の使用料

区 分			アマチュア野球に 使用する場合	その他の催しものに 使用する場合
照明設備	全灯使用の場合	1時間につき	6,500円	13,000円
	144灯使用の場合	1時間につき	5,100円	
	72灯使用の場合	1時間につき	2,900円	
放送設備		1試合につき	600円	1,200円
スコアボード		1試合につき	600円	1,200円
ピッチングマシン		1日につき	500円	1,000円
バッティングゲージ		1日につき	1,300円	2,500円
審判用具一式		1試合につき	200円	400円

②陸上競技場・③多目的広場

④⑤テニスコート・⑥多目的コート使用料一覧

◆陸上競技場

使用料(1時間までごとに)		
一	般	小学校児童、中学校及び高等学校生徒
	1,000円	500円

◆多目的広場及び多目的コート

区 分	使用料（1時間までごとに）	
	一 般	小学校児童、中学校及び高等学校生徒
全 面	200円	無 料
半 面	100円	

◆テニスコート

区 分	1コート 1時間までごとに	
	一 般	小学校児童、中学校及び高等学校生徒
テニスコート(クレー)	200円	100円
テニスコート(人工芝)	500円	250円

⑦花巻市総合体育館使用料一覧

◆体育館使用料

区 分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
貸切使用 (1時間までごとに)	第1アリーナ	一 般	2,400円	3,000円	3,600円	3,000円	3,600円	4,200円
		小学校児童、中学生及び、高等学校生徒	1,200円	1,500円	1,800円	1,500円	1,800円	2,100円
		営利目的の場合	48,000円	60,000円	72,000円	60,000円	72,000円	84,000円
	第2アリーナ	一 般	600円	800円	1,000円	800円	1,000円	1,200円
		小学校児童、中学生及び、高等学校生徒	300円	400円	500円	400円	500円	600円
		営利目的の場合	12,000円	16,000円	20,000円	16,000円	20,000円	24,000円
	多目的ルーム	一 般	200円	300円	400円	300円	400円	500円
		小学校児童、中学生及び、高等学校生徒	100円	150円	200円	150円	200円	250円
		営利目的の場合	4,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	10,000円
個人使用 (1時間までごとに)	トレーニングルーム	一 般				100円		
		高等学校生徒				50円		
	第1アリーナ及び第2アリーナ	一 般				100円		
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒				50円		

備考1 貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料（営利目的の場合の使用料を除く。）の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

2 貸切使用の場合において、第1アリーナの3分の2、2分の1及び3分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1及び3分の1の額とする。

◆照明・暖房及び冷房使用料

使用場所	使用料（1時間までごとに）		
	照 明	暖 房	冷 房
第1アリーナ	1,500円	5,400円	4,800円
第2アリーナ	400円	1,400円	1,200円
多目的ルーム		600円	500円

備考1 照明、暖房及び冷房使用料は、貸切使用の場合の使用料として、個人使用の場合の使用料はこれを徴収しない。

2 この表により算定した照明使用料は、半点灯の場合の使用料とする。

ただし、全点灯の場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 第1アリーナの3分の2、2分の1及び3分の1を使用する場合の照明、冷房及び暖房使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ3分の2、2分の1及び3分の1の額とする。

◆附属設備及び備品使用料

区 分	貸 出 単 位		使 用 料	
			一 般	小学校児童、 中学校及び高 等学校生徒
バスケットボール用具	1コート	1時間までごとに	200円	100円
バレーボール用具	〃	〃	50円	30円
卓 球 用 具	1 台	〃	50円	30円
バドミントン用具	1コート	〃	50円	30円
テ ニ ス 用 具	〃	〃	50円	30円
ハ ン ド ボ ー ル 用 具	〃	〃	50円	30円
綱 引 き 用 具	〃	〃	100円	50円
審 判 台	1 台	〃	50円	30円
電 光 得 点 表 示 板	1 組	〃	300円	150円
放 送 設 備	1 式	1回につき	1,500円	750円
吊 物 設 備	1 本	〃	500円	250円
移 動 ス テ ー ジ	1 台	〃	250円	130円
採 暖 設 備	1 人	〃	200円	100円
長 机	1 脚	〃	30円	20円
折りたたみ椅子	〃	〃	20円	10円
持込み機器による電気使用	1 kW	1時間までごとに	100円	50円

⑧花巻市民体育館使用料一覧

◆体育館使用料

区 分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日		
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00
貸切使用（1時間までごとに）	一 般	500円	600円	700円	600円	700円	800円
	小学校児童、中学生及び、高等学校生徒	250円	300円	350円	300円	350円	400円
	営利目的の場合	10,000円	12,000円	14,000円	12,000円	14,000円	16,000円
	第一会議室B	80円	100円	120円	100円	120円	140円
	第二会議室A	50円	60円	70円	60円	70円	80円
アリーナ個人使用（1時間までごとに）		一 般			50円		
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒			30円		

備考1 貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料（営利目的の場合の使用料を除く）の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

2 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。

3 附属設備及び備品を使用する場合においては、教育委員会が別に定める使用料を併せて徴収する。

4 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

◆暖房使用料

区 分	使用料（1時間までごとに）
暖房使用料	実費を基準として別に定める額を徴収する

◆設備器具使用料

区 分	貸 出 単 位		使 用 料	
			一 般	小学校児童、 中学校及び高 等学校生徒
バスケットボール用具	1コート	1時間までごとに	180円	90円
バレーボール用具	〃	〃	50円	30円
卓 球 台	1 台	〃	30円	20円
バドミントン用具	1コート	〃	50円	30円
テニス用具	〃	〃	50円	30円
ハンドボール用具	〃	〃	50円	30円
審 判 台	1 台	〃	20円	10円
柔 道 畳	10 畳	〃	10円	5円
トランポリン	1 台	〃	60円	30円
短 マ ッ ト	1 枚	〃	20円	10円
ロ ン グ マ ッ ト	〃	〃	40円	20円
放 送 設 備	1 式	〃	180円	
長 机	1 脚	1回につき	20円	
折りたたみ椅子	〃	〃	5円	

◆照明使用料

使用場所	使用料（1時間までごとに）
アリーナ	600円

⑨武徳殿使用料一覧

◆武徳殿

区 分			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日		
			8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 17:00	12:00～ 21:00	8:30～ 21:00
使 用 料	柔 剣 道 場	小学校児童、中 学生及び、高等 学校生徒	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,600円	4,100円
		一 般	1,500円	2,000円	2,500円	3,100円	4,100円	4,600円
	弓 道 場	小学校児童、中 学生及び、高等 学校生徒	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,600円	4,100円
		一 般	1,500円	2,000円	2,500円	3,100円	4,100円	4,600円
特 別 使 用 料	<p>1. 設備使用料 付属の施設又は設備を使用する場合においては、貸出単位ごと、1時間までごとに1,000円の範囲内で別に定める額を徴収する。</p> <p>2. 電気料及び暖房料 電気または暖房を使用する場合においては、実費を基準として別に定める額を徴収する。</p>							

備考1 やむを得ない理由により許可された時間を超えて使用することとなった場合は、その超える時間1時間につき、17時から21時までの使用料の1時間当たりの額を加算した額を徴収する。

2 1時間未満は1時間とみなして計算する。

⑩市民プール使用料一覧

◆一般使用の場合の使用料

区 分	個人使用 (1回につき)	団体使用 (1人1回につき)
小学校児童及び中学校生徒	70円	50円
高等学校生徒及び一般	150円	100円

備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体について適用する。

◆貸切使用の場合の使用料

区 分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平 日 (1時間までごとに)
競泳プール全面を使用する場合	3,600円	3,100円
競泳プール2分の1を使用する場合	1,800円	1,550円
競泳プールのコースを使用する場合(1コースにつき)	450円	400円

備考1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 「競泳プール」とは、50メートルプールをいう。

3 貸切使用するものが入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料は、この表により算出した額の2倍に相当する額とする。

4 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき使用料の1.5倍に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

⑪スポーツキャンプむら使用料一覧

◆使用料金

区 分	1時間につき	
	小学校児童、中学校及び 高等学校生徒	一 般
メイングラウンド	1,700円	3,400円
サブグラウンド1面	600円	1,200円
屋 内 運 動 場	200円	400円

◆照明施設使用料金

使用場所	使用区分	使用料 (1時間までごとに)
メイングラウンド	全点灯 (ハロゲン60灯点灯)	1,000円
	半点灯 (ハロゲン32灯点灯)	500円
屋 内 運 動 場	全 点 灯	250円

備考1 入場料、会費その他これらに類するものを徴収する場合の使用料は、別料金となります。

2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき使用料の1.5倍に相当する額が加算されます。この場合、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てます。

⑫鉛温泉スキー場使用料一覧

◆料金

		大人 (高校生以上、 60歳未満の方)	小人 (中学生以下、満60歳 以上、障害者の方)	摘 要
1回券		250円	180円	—————
12回券		2,500円	1,800円	—————
半日券	個人	1,600円	1,200円	午前券 9:00～14:00 午後券11:30～16:30
	団体	1,350円	1,000円	
1日券	個人	2,500円	1,800円	9:00～16:30
	団体	2,100円	1,500円	
ナイター券	個人	1,600円	1,200円	17:00～21:00
	団体	1,350円	1,000円	
午後・ ナイター券	個人	2,500円	1,800円	13:00～21:00
	団体	2,100円	1,500円	
シーズン券		25,000円	18,000円	—————

備考1 「小人」とは、中学校生徒以下の者、満60歳以上の者又は障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）をいう。

2 「団体」とは、20人以上の団体をいう。

◆リフト運行時間

運行時間	デイトタイム			ナイトタイム		
	第1ペア リフト	第2ペア リフト	第3ペア リフト	第1ペア リフト	第2ペア リフト	第3ペア リフト
	9:00～16:30			17:00～ 21:00	—————	17:00～ 20:50

※気象状況により運行時間が変更になることがあります。

※レンタル（スキー・ボード）の取扱いもいたしております。また、土・日・祝日のみのスキースクールもございます。（平日ご利用の方は予約が必要です。）

大 迫 地 区

①大迫野球場

区 分		土曜日、日曜日 及び休日	土曜日、日曜日 及び休日 以外の日	照明設備の使用料	附属施設又は 設備の使用料
		1時間までごとに		1時間までごとに	1試合ごとに
入場料等を 徴収しない 場合	小・中・高生	310円	310円	全灯 3,600円	1 放送設備 520円
	一 般	1,030円	720円	96灯 2,400円	
				48灯 1,200円	
入場料等を 徴収する場 合	小・中・高生	1,550円	1,240円	全灯 10,800円	2 スコア ボード 520円
	一 般	3,090円	2,470円	96灯 7,200円	
				48灯 3,600円	

②大迫テニスコート

区 分		テニスコート使用料	照明設備の使用料
		1時間までごとに	1時間までごとに
小・中・高生	1面ごとの使用料	150円	全灯 1,200円
			24灯 900円
一般	1面ごとの使用料	310円	16灯 600円
			8灯 300円

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

③大迫体育館

区 分		土曜日及び日曜日以外の日			土曜日及び日曜日			
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
貸切使用 (1時間までごとに)	アリーナ	一般	300円	400円	500円	400円	500円	600円
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒	150円	200円	250円	200円	250円	300円
		営利目的の場合	6,500円	8,000円	9,500円	8,000円	9,500円	11,000円
アリーナの個人使用 (1時間までごとに)		一般	50円					
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒	30円					

備考1 条例第3条ただし書の規定による臨時に開館する場合の使用料は、「土曜日及び日曜日」の額とする。

2 貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料（営利目的の場合の使用料を除く。）の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。

石鳥谷地区

- ①石鳥谷アイスアリーナ・②石鳥谷野球場・③石鳥谷ふれあい運動公園
④石鳥谷体育館・⑤石鳥谷柔剣道場・⑥二枚橋体育館

◆石鳥谷体育館

区 分		土曜日及び日曜日以外の日			土曜日及び日曜日			
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	
貸切使用 (1時間までごとに)	アリーナ	一般	400円	500円	600円	500円	600円	700円
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒	200円	250円	300円	250円	300円	350円
		営利目的の場合	8,000円	9,500円	11,000円	9,500円	11,000円	12,500円
アリーナの個人使用 (1時間までごとに)		一般	50円					
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒	30円					

備考1 条例第4条第3項の規定による臨時に開館する場合の使用料は、「土曜日及び日曜日」の額とする。

2 貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料（営利目的の場合の使用料を除く。）の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。

4 暖房施設を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算した額とする。

◆石鳥谷体育館以外の体育施設

施設区分		使用料					
		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00			
石鳥谷柔剣道場	柔道場のみ使用	900円	1,000円	1,100円			
	剣道場のみ使用	700円	800円	900円			
	柔・剣道場の両面使用	1,300円	1,500円	1,700円			
石鳥谷野球場	一面使用	300円	400円	500円			
	全面使用	500円	700円	900円			
二枚橋体育館	一部使用	300円	400円	500円			
	全館使用	500円	700円	900円			
石鳥谷運動公園	運動広場	300円	400円	200円			
八日市運動公園	運動広場	300円	400円	200円			
	プール	500円	600円	400円			
大瀬川運動公園	運動広場	300円	400円	200円			
	プール	500円	600円	400円			
江曾運動広場	球技場	300円	400円	200円			
	ゲートボールコート	300円	400円	200円			
	多目的広場	300円	400円	200円			
石鳥谷ふれあい運動公園	一区画当たり	300円	400円	200円			
石鳥谷野球場屋外照明施設		30分までごとに		1,000円			
石鳥谷ふれあい運動公園屋外照明施設		30分までごとに		1,000円			
石鳥谷アイスアリーナ	スケート場として使用する場合		中学生以下	300円			
			高校生	400円			
			一般	600円			
			団体割引	15人以上の団体で使用する場合は、使用料を1人当たり100円減額とする。			
			回数使用	回数使用料は、6回数とし、使用料の額に5を乗じた額に相当する額			
			貸切使用	1時間までごとに 12,000円			
			貸靴	300円			
	スケート場として使用しない場合	体育・スポーツに使用する場合	団体	児童・生徒	600円	700円	800円
			一般	2,000円	2,200円	2,400円	
		個人	児童・生徒	1回につき 50円			
一般			1回につき 100円				
その他の催しに使用する場合	営利を目的とするもの	24,000円	30,000円	36,000円			
	営利を目的としないもの	12,000円	15,000円	18,000円			
会議室		400円	500円	600円			

- 備考1 暖房施設を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算した額とする。
 2 石鳥谷野球場屋外照明施設及び石鳥谷ふれあい運動公園屋外照明施設以外の施設にあっては、使用時間が2時間に満たない場合は、使用料の5割相当額を減額した額とする。ただし、石鳥谷アイスアリーナの個人使用料については、適用しない。
 3 石鳥谷柔剣道場の個人使用料金は、中学生以下の者にあつては1回50円、その他の者にあつては1回100円とする。
 4 営利営業を目的とする使用料は、上記金額に10を乗じた額とする。ただし、石鳥谷体育館及び石鳥谷アイスアリーナの使用料については、適用しない。
 5 石鳥谷ふれあい運動公園の「一区画」とは、90m四方に区画された8区画のうちの1区画をいう。

東 和 地 区

①東和体育館

区 分		土曜日及び日曜日以外の日			土曜日及び日曜日		
		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00
貸切使用(1時間までごと) アリーナ	一 般	300円	400円	500円	400円	500円	600円
	小学校児童、中 学校及び高等学 校生徒	150円	200円	250円	200円	250円	300円
	営利目的の場合	6,500円	8,000円	9,500円	8,000円	9,500円	11,000円
アリーナの個人使用 (1時間までごとに)		一 般					50円
		小学校児童、中学校及び高等学校生徒					30円

備考1 条例第3条ただし書の規定による臨時に開館する場合の使用料は、「土曜日及び日曜日」の額とする。

2 貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料(営利目的の場合の使用料を除く。)の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。

②東和B & G海洋センター

◆施設使用料

区 分		単 位	高校生	大学生・一般
研 修 室 会 議 室 (いずれか1室)		9:00～12:00	500円	1,000円
		12:00～17:00	1,000円	2,000円
		全日(9:00～17:00)	2,000円	4,000円
全 館		9:00～12:00	2,000円	4,000円
		12:00～17:00	3,000円	6,000円
		全日(9:00～17:00)	5,000円	10,000円
艇格納庫	シェルエイトを保管 する場合	1艇1月までごと	3,000円	5,000円
	シェルフォアを保管 する場合		2,000円	3,000円
	ダブルスカルを保管 する場合		1,000円	2,000円
	シングルスカルを保管 する場合		500円	1,000円

備考 小、中学生等が団体で使用する場合は、高校生の使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

◆レジャー艇使用料

区 分	単 位	小学生・中学生	高校生・大学生・ 一般
O P ヨ ッ ト	1艇1時間までごと	100円	200円
12 F ヨ ッ ト		100円	200円
360 セールボート		100円	200円
ペ ア カ ヌ ー		100円	200円
カ ヌ ー		100円	200円
ロ ー ボ ー ト		100円	200円
台 船 昇 降 設 備	1艇1往復までごと	300円	

◆競技艇使用料

区 分	単 位		高校生	大学生・一般
シェルフォア	1艇ごと	使用時間が4時間以内の場合	250円	500円
		使用時間が4時間を超える場合	500円	1,000円
ダブルスカル	1艇ごと	使用時間が4時間以内の場合	200円	400円
		使用時間が4時間を超える場合	400円	800円
シングルスカル	1艇ごと	使用時間が4時間以内の場合	150円	300円
		使用時間が4時間を超える場合	300円	600円
審判艇	1艇ごと	使用時間が4時間以内の場合	2,500円	5,000円
		使用時間が4時間を超える場合	5,000円	10,000円

③和田多目的広場

区 分	使用料	
多目的広場	1時間につき	2,100円
照明設備	実費を基準として市長が別に定める額	

④和田プール

区 分	使用料	
プ ー ル	一般・高校生	1回につき 150円
	小・中学生	1回につき 100円
	幼 児	1回につき 50円

⑥東和ふれあい施設（毘沙門ドーム）

名称及び区分	使用料	
	産業振興及び社会教育の目的で使用する場合	左記以外の目的で使用する場合
営利を目的としない場合	_____	1時間につき 2,630円
営利を目的とする場合	_____	1時間につき 7,880円
照 明 設 備	1時間につき 630円	

⑦東和ふれあい広場（ゲートボール場）

名称及び区分	使用料	
	産業振興及び社会教育の目的で使用する場合	左記以外の目的で使用する場合
営利を目的としない場合	_____	1時間につき (ゲートボールコート1面当たり) 320円 (4面以上) 1,050円
営利を目的とする場合	_____	1時間につき (ゲートボールコート1面当たり) 950円 (4面以上) 3,150円

⑧東和農業者トレーニングセンター

区 分	使用料	
営利を目的としない場合	1時間につき	1,600円
営利を目的とする場合	1時間につき	4,800円
照 明 設 備	20分につき	100円

⑨東和テニスコート

区 分	使用料	
照 明 施 設	1時間までごとに全面につき	630円